

## 仙台市広域集客型産業立地促進助成金交付事業選定委員会設置要綱

(令和3年3月31日文化観光局長決裁)

(設置)

第1条 仙台市広域集客型産業立地促進助成金交付要綱(令和3年3月31日文化観光局長決裁)に定める仙台市広域集客型産業立地促進助成金(以下「助成金」という。)の交付につき、交流人口の拡大に向けた総合的かつ専門的な見地からの意見を聴取するため、仙台市広域集客型産業立地促進助成金交付事業選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、助成金の交付の指定の申請があった事業(以下「申請事業」という。)について、次の事項を審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 事業内容及び継続性
- (2) 広域性、新規性及び集客力
- (3) 交流人口の拡大への貢献度
- (4) その他市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をおき、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 文化観光局長は、委員会の会議を招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長が会議を開く暇がないなどと認めるときは、持ち回りで決議することにより、前項の規定による議決に代えることができる。
- 6 会議は非公開とする。
- 7 委員長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第6条 文化観光局長は、必要と認めるときは、委員会に、申請事業に応じた専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長及び文化観光局長が定める委員をもって組織する。
- 3 専門部会に専門部会長を置き、委員長をもって充てる。
- 4 専門部会の会議の運営については、前条の規定を準用する。
- 5 専門部会の議決は、これを持って委員会の議決とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化観光局交流企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

(令和8年3月31日改正)

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。